

多家良中央コミュニティ協議会会則

(名称及び事務所)

第1条 この会は多家良中央コミュニティ協議会(以下「会」という。)と称し、事務所を多家良中央コミュニティセンターに置く。

(目的)

第2条 この会は宮井小学校区に属する多家良町及び八多町の区域(以下「多家良中央地区」という。)における各種地域活動の推進母体となるとともに、住民相互のふれあいと連帯意識を高め、自らの自覚と責任のもとに文化的で潤いのある地域社会を創造することを目的とする。

(活動)

第3条 この会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行なう。

- (1) 多家良中央地区における住民の連帯意識の高揚
- (2) 自らの自覚と責任に基づく文化的で潤いのある地域社会の創造
- (3) 地域社会に対する住民の愛着心の高揚と活性化の推進
- (4) 快適で安全な地域環境の整備、保全
- (5) ふれあい、助け合い、誰もが幸せに暮らせる人間愛豊かな福祉社会の実現
- (6) 各種住民団体活動の指導育成による人づくり町づくり運動の推進
- (7) その他多家良中央地区におけるコミュニティ推進に関する事項

(構成員)

第4条 この会は、多家良中央地区における各種住民団体及びコミュニティ活動に熱意のあるグループ並びにサークルの代表者で構成する。

(運営組織)

第5条 この会の運営組織として、総会、運営委員会、専門部会を置く。

(総会)

第6条 総会は、第4条に定める各種住民団体の代表者及びコミュニティ活動に熱意のあるグループ並びにサークルの代表者で組織する。

2 総会は、定例会と臨時会とする。定例会は毎会計年度終了後すみやかに、臨時会は必要に応じて開催する。

3 総会は、会長が招集し、会議の議長を務める。

4 総会は、事業計画、予算、所管にかかる役員の選任または同意、事業報告及び決算の認定、会則の制定改廃その他重要案件の審議承認を行う。

5 総会の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(運営委員会、及び専門部会)

第7条 運営委員会、及び専門部会に関し必要な事項は、この会則に定めるほか、別に定めるところによる。

(役員)

第8条 この会に次の役員を置く。

会長1名、副会長4名以内、監事2名、理事20名以内、事務局長1名、専門部会長若干名

(役員を選出)

第9条 会長、副会長、監事は総会において選出する。

2 理事は会長が推薦し、総会の同意を得て選出する。

3 事務局長は会長が委嘱し、総会に報告する。

4 専門部会長は第7条に基づき、別に定める規約による各専門部会で選出し、総会に報告する。

(役員職務)

第10条 会長はこの会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

3 監事はこの会の会計その他必要な事項の監査を行い、総会に報告する。

4 理事は、別に定める規約に基づく運営委員会の構成員となり、この会の円滑な推進に努める。

5 事務局長はこの会の会計その他の事務を処理する。

6 専門部会長は所管にかかる専門部会を総括し、事業の円滑な実施推進にあたる。

(役員任期)

第11条 役員任期は3年とする。ただし再任は妨げない。なお、補欠により選任された役員任期は前任者の残任期間とする。

(顧問)

第12条 この会に顧問を置くことができる。顧問は会長が運営委員会に諮問し、その推薦に基づき総会で承認する。

(事務局設置)

第13条 この会の会計その他の事務を処理するための事務局をおく。

2 事務局には、事務局長の事務を補佐するため事務員を置くことができる。

(加入・脱退)

第14条 この会に新たに加入し、若しくは脱退しようとするときは、その旨会長に届け出なければならない。

(経費)

第15条 この会の経費は各種補助金、施設使用料、寄付金、その他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第16条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(委任規定)

第17条 この会則に定めるもののほか、必要かつ緊急を要する事項の処理は会長に委任し、会長はその処理した事項について次の総会に報告するものとする。

付 則 この会則は平成10年4月1日から施行する。

付 則 第5条、第7条、第8条の一部改正は、平成13年4月1日から施行する。

付 則 第1条、第5条、第7条の一部改正は、平成15年9月28日から施行する。

付 則 第8条の一部改正(役員数)は、平成16年5月7日から施行する。

付 則 第11条、役員任期の改正は、平成19年6月8日から施行する。

ただし、平成18年度選出の役員より実施する。

付 則 第8条の一部改正(役員数)は、平成23年5月30日から施行する。

多家良中央コミュニティ協議会運営委員会規約

(趣旨)

第1条 この規約は、多家良中央コミュニティ協議会会則(以下「会則」という。)第7条に基づき多家良中央コミュニティ協議会運営委員会(以下「運営委員会」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 運営委員会は、多家良中央コミュニティ協議会(以下「協議会」という。)の運営並びに事業推進の中核として次の業務をおこなう。

- (1) 事業計画、予算、会則の制定改廃、事業報告、決算の認定その他総会提出案件にかかる事前審議及び議案の調整。
- (2) 事業の全体的な調整及び円滑な推進に関する協議。
- (3) その他協議会の運営及び諸問題についての審議。

(構成員)

第3条 運営委員会は、協議会の顧問、会長、副会長、事務局長及び理事並びに専門部長で構成する。

(開催等)

第4条 運営委員会は必要の都度開催するものとし、協議会の会長が招集する。

2 運営委員会の議事は協議会の会長が付議し、進行を務める。

(審議)

第5条 運営委員会での審議は話し合いによる全会一致を原則とする。

(事務処理)

第6条 運営委員会の事務は、協議会の事務局において処理する。

(規約の改廃)

第7条 この規約の改廃は運営委員会において審議し、協議会の会長が定める。

(定めのない事項)

第8条 この規約に定めのない事項については、必要の都度協議会の会長が定め、運営委員会に報告する。

付 則

この規約は会則施行の日から施行する。

第3条を次のとおり改正する。

運営委員会に顧問を加える。 平成15年5月7日総会にて承認。即日施行

多家良中央コミュニティ協議会専門部会規約

(趣旨)

第1条 この規約は、多家良中央コミュニティ協議会会則(以下「会則」という。)第7条に基づき多家良中央コミュニティ協議会専門部会(以下「専門部会」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(専門部会と活動)

第2条 多家良中央コミュニティ協議会(以下「協議会」という。)の事業の円滑な推進を図るため、次の専門部会を置き所定の活動を行う。

- | | | |
|----------|----------|----------|
| (1) 体育部会 | (2) 保健部会 | (3) 環境部会 |
| (4) 福祉部会 | (5) 広報部会 | (6) 防災部会 |

2 前項に定めるほか専門部会の増設、廃止もしくは変更については、協議会の運営委員会で決定し、協議会の総会に報告するものとする。

(専門部会及び定数)

第3条 専門部会には、協議会の構成員(専門部会長以外の役員を除く。)全員がいずれかの専門部会に所属する(以下専門部会に所属する者について「部会員」という。)者とし、その定数は各専門部会間のバランスを考慮して必要の都度定める。

2 各専門部会への所属は、本人の意向もしくは別途推薦によるものとするが、各専門部会の部会員の数によっては協議会の会長が必要な調整をすることができる。

(副部会長ほかの役員の設置)

第4条 各専門部会は必要に応じて副部会長ほか必要な役員を置くことができる。副部会長ほかの役員は部会員の中から専門部会長が指名する。

2 副部会長ほかの役員は専門部会長を補佐し、所管事業の円滑な推進に努める。

(会議)

第5条 専門部会は必要に応じて開催するものとし、専門部長が招集する。

2 専門分会には、必要に応じて協議会の会長ほか関係者の出席を求めることができる。

(規約の改廃)

第6条 この規約の改廃は協議会の運営委員会に於いて審議し、協議会の会長が定める。

(委任規定)

第7条 この規約に定めるもののほか、各専門部会における審議、事務処理等必要な事項については各専門部会の内部規定の定めるところによる。

(定めのない事項)

第8条 この規約に定めのない事項については、必要の都度協議会の会長が定め、協議会の運営委員会に報告する。

付 則 この規約は会則施行の日から施行する。

付 則 第2条(6)建設部会の廃部と広報部の新設は平成15年9月28日から施行する。

付 則 第2条(5)文化部会を廃部し、(6)に防災部会を新設する。

この付則は平成18年6月4日から施行する。

多家良中央コミュニティ協議会建設委員会規約

第1条 多家良中央コミュニティセンター建設にむけて、建設委員一丸となってその任にあたる。

委員は若干名とし、役員は互選とする。この規約はコミュニティセンター完成をもって自動的に消滅する。

付 則

この規約は会則施行の日から施行する。

付 則

この規約は第1条により、コミュニティセンター完成の平成15年9月28日をもって削除する。